

朝霞市校務用ネットワークシステム更新及び
校務支援システム等導入業務に係る
プロポーザル実施要領

令和6年1月

朝霞市教育委員会学校教育部教育総務課

1 目的

朝霞市(以下「本市」という。)では、学校情報セキュリティの向上と教職員の校務処理環境の改善を目的として、平成29年度に導入した学校サーバ等の環境を再構築するとともに、児童生徒へのきめ細やかな学習指導や保護者との連携を強化するため、新たに校務支援システム等(統合型校務支援システム、学習AIドリルシステム、保護者連絡システム)を導入する。

朝霞市校務用ネットワークシステム更新及び校務支援システム等導入業務(以下「本業務」という。)は、価格のみの競争では目的や機能を充足できる事業者を選定できない可能性があることに加え、本市の現状等に即した最適な環境を構築するためには、複数の事業者から提案を受け、相対的かつ総合的に評価し受託事業者を選定することが重要であるため、公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)方式により優先交渉権者を選定する。

本要領は、本プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1)業務名称

朝霞市校務用ネットワークシステム更新及び校務支援システム等導入業務

(2)業務場所

朝霞市教育委員会、朝霞市小中学校15校

(3)業務内容

別添「朝霞市校務用ネットワークシステム更新及び校務支援システム等導入業務に係るプロポーザル仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

なお、仕様書内で規定した事業の内容は、本業務に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項について提案を妨げるものではない。実際の事業の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、本市と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(4)構築期間

契約締結日から令和6年8月31日まで

(5)利用期間

①サーバ等、統合型校務支援システム、追加提案

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで(60か月)

ただし、令和6年6月3日から同年8月31日までは、並行稼働期間とする。

②学習AIドリルシステム

令和6年5月1日から令和11年8月31日まで(64か月)

※ 児童生徒への効果を考え、これよりも早い導入が可能であれば対応すること。

(6)提案上限額

総額 628,790 千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

うち令和6年度分 93,791 千円

※ この金額は契約予定額を示すものではない。また、提案見積額は、この金額を超えてはならない。なお、追加提案部分の費用も、提案上限額に含むため注意すること。

※ 本プロポーザルは、並行して予算措置を講じており、市議会において予算議決が否決又は修正等された場合、本プロポーザルの中止又は提案上限額の変更等が起きる可能性がある。当該取扱いを是とする場合にのみ、参加申込を行うこと。

3 調達方法・スケジュール

(1)調達方法

公募型プロポーザル方式とする。

(2)契約単位及び契約形態

本業務の契約は、令和6年度から令和11年度までの長期継続契約とし、契約形態は賃貸借契約とする。

(3)スケジュール

内容	日程
① 公告(仕様書の)公表	令和6年1月17日(水)
② 参加申込書等の提出期限	令和6年1月23日(火) 必着
③ 質問書の提出期限	令和6年1月26日(金) 必着
④ 質問に対する回答	令和6年2月 9日(金) 予定
⑤ 企画提案書等の提出期限	令和6年2月22日(木) 必着
⑥ 第一次審査(書類審査)結果通知	令和6年3月 5日(火)
⑦ 第二次審査(プレゼンテーション)	令和6年3月21日(木)
⑧ 第二次審査結果通知	令和6年3月26日(火)
⑨ 契約締結・業務開始	令和6年4月上旬予定

※日程については、本市の都合により変更する場合がある。

(4)公告

ア 公告開始日

令和6年1月17日(水)

イ 公告方法

朝霞市ホームページへの掲載

URL <https://www.city.asaka.lg.jp>

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たした者とする。

- (1)本市の物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿に登録されていること(見込みも含む)。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない事業者であること。
- (3)契約締結までの間のいずれの日においても、朝霞市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成30年要綱)の規定に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5)法人税、消費税及び地方消費税、地方税の未納がないこと。
- (6)破産の申立てがされていないこと。
- (7)自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しないこと。また、次に掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団、又はそれらと密接な関係を有する者。
 - イ 朝霞市の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成8年要綱)に基づく入札参加除外措置を受けている者。
- (8)過去5年間(平成30年度から令和4年度まで)の契約実績として、官公庁が発注した同種の教育ネットワークシステムの導入実績を有すること。
- (9)情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の基準を満たす認証(JIS Q 27001又はISO/IEC27001)、又はプライバシーマークの認証(JIS Q 15001)を取得していること。

5 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の参加申込書等を提出しなければならない。

(1)提出様式及び提出部数

- ア 参加申込書(様式第1号)…1部
- イ 会社概要(様式第2号)…1部
- ウ 業務実績書(様式第3号)…1部

※教育機関又は地方自治体における本業務と同等程度のサーバ等再構築及び校務支援システム等導入・運用実績例を記載すること。

- エ プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステムいずれかの証明書写し…1部

(2)提出期限

令和6年1月23日(火)必着

(3)提出方法

郵送又は持参(いずれも事前に提出方法、提出日等を連絡すること)

ア 郵送の場合

配達や受取日時が証明できる方法による。なお、提出書類不備のほか、不達及び遅配を原因とし、参加申込者に不利益や損害が生じても、本市はその責を負わない。

イ 持参の場合

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までに持参すること。

(4) 提出場所

〒351-8501

埼玉県朝霞市本町1-1-1 朝霞市教育委員会 学校教育部教育総務課 岡田、澤口 宛て
(市役所本館4階44番)

(5) 参加の辞退

参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届(様式第4号)を作成し、令和6年2月22日(木)までに上記(4)提出場所へ郵送又は持参で提出すること。

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 受付期間

令和6年1月17日(水)から令和6年1月26日(金)まで(必着)

(2) 提出方法

ア 質問票(様式第5号)に質問箇所及び内容を記載し、教育総務課宛てに電子メールで送付すること。

イ 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

ウ 電子メール送信後、電話で到達確認をすること。

※到達確認は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 送付先及び到達確認先電話番号

朝霞市教育委員会学校教育部教育総務課

電子メールアドレス:kyoiku_somu@city.asaka.lg.jp

件名:朝霞市校務用ネットワークシステム等プロポーザル質問書(事業者名)

電話番号:048-463-2764(直通)

(4) 質問に対する回答

提出された全ての質問とその回答は、質問者名を記載せずに質問回答書にとりまとめ、令和6年2月9日(金)を目途に市ホームページ上で公表するものとする。なお、提出期限が過ぎた質問については回答しない。また、公平な競争を害するおそれがある質問には、回答をしないことがある。

7 企画提案書等の提出

(1)提出様式及び提出部数

ア 企画提案書(任意様式)

①正本…1部(提案事業者名等を表記したもの)

②副本…15部(提案事業者名等の提案事業者が特定できる記載を全て削除したもの)

イ 参考見積書(様式第6号)

①正本…1部(提案事業者名等を表記したもの)

②副本…15部(提案事業者名等の提案事業者が特定できる記載を全て削除したもの)

ウ 見積書内訳書(任意様式) 1部

上記イの本市様式見積書作成の元となる御社様式の見積明細。

エ 上記ア～ウの電子ファイルを保存したCD-R又はDVD-R 1枚

(2) 提出期限

令和6年2月22日(木)必着

(3) 提出方法

「5 参加申込書等の提出(3)提出方法」に同じ。

(4) 提出場所

「5 参加申込書等の提出(4)提出場所」に同じ。

(5) 留意事項

企画提案書等の提出は、1者につき1提案までとする。提案受理後、本市から提案内容に関する質問を行う場合があるため回答すること。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があるため対応すること。

8 企画提案書の作成

(1)企画提案書類の体裁

ア 表紙及び目次を添付し、表紙には表題として「朝霞市校務用ネットワークシステム更新及び校務支援システム等導入業務企画提案書」と表記すること。

イ 原則として、A4版、横書きで作成し、両面印刷、左綴じとし、インデックスをつけること。ただし、大きな図表等、本様式によることが困難なものについてはA3サイズも使用可とする。その際は、A4サイズに折りたたむこと。

ウ 表紙及び目次を除き、ページ下部中央にページ番号を印字すること。

エ ページ数は表紙及び目次を除き100ページ以内とすること。

オ 正本は、表紙に提案事業者名(社名)及び提出年月日を記載すること。

カ 副本は、提案事業者名(社名)、略称及び類推できる名称等の記載を全て削除すること。

キ 文字の大きさは、図や表を除き11ポイント以上を目安とすること。

(2)企画提案書の内容

ア 企画提案書は、「朝霞市校務用ネットワークシステム更新及び校務支援システム等導入業務企画提案書作成項目一覧」の内容を網羅し、同一覧の項番順に作成すること。

イ 本業務を履行していく上での基本的な考え方や、仕様書の要件をどのように満たせるかなど、アピールすべき点を文書、写真、イラスト、イメージ図等を使用して分かりやすく記載し、説明を要せずとも理解できる内容や表現で作成すること。

ウ 情報システム等に関する専門知識を有していなくても十分理解できるような用語を用いて作成し、専門用語には注釈をつけること。

(3)留意事項

提出された書類は返却しない。なお、提出期限前であれば差替えは認める。

9 見積書について

(1)参考見積書

ア 本業務を受注するにあたり希望する契約金額について、参考見積書(様式第6号)を提出すること。

イ サーバ等、統合型校務支援システム、学習AIドリルシステム、追加提案費用に分類して作成すること。

(2)見積書内訳書

ア フォーマットの様式は問わないが、提案明細(品名、数量、メーカー、単価等)が分かるように作成すること。

イ 上記「(1)参考見積書」と金額が一致すること。

(3)留意事項

優先交渉権者となった提案事業者は、仕様等の確定後に改めて本市に見積書を提出するものとする。

10 書類審査

企画提案書類を基に書類審査を実施し、評価基準に基づき評価点を算出する。提案者が3者以上となる場合は、評価点及び価格点の合計が高い上位3者を書類審査合格者とする。

書類審査結果は、令和6年3月5日(火)に書類審査結果通知書(様式第7号)を提案事業者に送付するとともに、担当者宛てに電子メールで送信する。また、書類審査合格者には、プレゼンテーションの日時及び場所等について併せて通知する。

なお、書類審査の結果については、公表しないものとする。

11 プレゼンテーション審査

企画提案書の内容及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき審査し点数化する。

(1)実施日

令和6年3月21日(木)

(2)実施時間及び場所

書類審査合格者へ通知する。

(3)プレゼンテーション実施方法等

ア プレゼンテーションの順番は、書類審査後にくじ引きを行い決定する。

イ プレゼンテーション30分、質疑応答20分、準備片付け10分を目安とし、合計60分以内とする。

ウ 説明会場に入室できる人数は、7名までとする。

エ 本案件を受注した場合に担当するプロジェクト管理者(プロジェクトマネージャ)又はプロジェクトチームメンバー(営業担当等)が説明を行うこと。ただし、質疑応答に関しては、その限りではない。

オ プレゼンテーションは事業者名を伏せて行うので、入室者は社章、名札等は身に着けないこと。また、発言者は自社名等を発しないように注意すること。

カ 説明は、企画提案書に基づいて項目順に行うこと。企画提案書を抜粋したパワーポイント等のスクリーン投影、拡大用紙又はパネルを利用することは認めるが、追加資料の配付は認めない。また、説明の過程でデモ機等によるシステムのデモンストレーションも可とする。

キ スクリーン、プロジェクター(接続端子はHDMI 又は VGA ケーブル)及び電源タップは本市が用意する。パソコン及びその他必要な機器等は事業者が用意すること。

なお、プロジェクターは事業者の持ち込みも可とする。

12 優先交渉権者の選定

(1)選定方法

書類審査及びプレゼンテーション審査の評価点の合計点が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。

(2)次点交渉権者

優先交渉権者の企画提案参加資格が取り消された場合は、次に合計点が高い事業者を繰り上げるものとする。

(3)選定結果の通知等

プロポーザルの選定結果は、令和6年3月26日(火)に全ての企画提案参加者に書面により通知(様式第8号)するとともに、優先交渉権者以外の参加事業者名を記載せずに、本市公式ホームページ上で公表する。

13 契約

(1)契約交渉及び見積書の提出

優先交渉権者と本市とで契約に向けた仕様の最終調整を行う。優先交渉権者は、確定した仕様に基づき、契約に必要な見積書を提出する。

なお、優先交渉権者が本市と契約の合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と契約に向けた調整を行うものとする。

(2)契約締結

前項で提出された見積書について優先交渉権者と合意した後、契約を締結する。

14 企画提案参加資格の取消し

次のいずれかの事由に該当した場合は、企画提案参加資格を取消し、提出された企画提案書等は無効とする。

- (1) 参考見積書の金額が、提案上限額を超過している場合
- (2) 参加申込以降に、本実施要領による参加資格を満たさないこととなった場合
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、又は記載内容が虚偽であった場合
- (4) 不当な方法で、本プロポーザル期間中に選定委員会委員若しくは関係職員に本案件に関する援助を求める等の接触を行った場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (6) 上記各号に該当するほか、本プロポーザルの中で著しく信義に反するものと選定委員会が認めた場合

15 その他留意事項

- (1) 提出書類については、選定後においても返却しないものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る経費は、全て提案事業者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。契約は、優先交渉権者と協議により仕様の確認等を行い、確定後に契約を締結するものとする。
- (4) 提案事業者が1者でも審査・評価を行うが、適当でないと認められる場合には、優先交渉権者としがない場合がある。また、提案事業者の中に適格者がいないときは、優先交渉権者を特定しない場合がある。
- (5) 審査結果に対する異議申し立ては、原則受け付けない。
- (6) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、企画提案に要した費用は、全て提案事業者が負担するものとする。
- (7) 企画提案の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、提案事業者が負うものとする。
- (8) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性からかい離れた提案を行っていたことが明らかとなった場合は、市は受託者との契約を解除することができる。この場合、市は損害賠償等の責を負わない。
- (9) 提出された書類について、その著作権は提案事業者に帰属する。ただし、朝霞市情報公開条例(平成13年朝霞市条例第25号)の規定に基づき、第三者への情報公開の対象となる場合がある。

16 担当部署

朝霞市教育委員会 学校教育部 教育総務課

(朝霞市役所 本館4階 44番)

住 所:〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1

電 話:048-463-2764(直通)

FAX:048-467-4716(直通)

メール:kyoiku_somu@city.asaka.lg.jp

担 当:多度津、岡田、澤口